

# 特記仕様書

業務名 小松原林道（苗場山地区）改良実施設計

第1条 本調査にあたっては、林道工事調査等業務標準仕様書、林道技術基準及び林業専用道作設指針及び運用によるほか全てこの仕様書によることとし、疑義がある場合は発注者及び当該森林管理署等の職員の指示によること。

第2条 本調査にあたっては、森林土木木製構造物設計等指針に基づき、木材の特質等を踏まえ、木材を利用した構造物を設計に取り入れること。なお設計については下記に示すとおりとする。

①以下については木材の利用を原則とする

・コンクリート構造物の型枠、柵工、簡易排水工

②以下については現地の条件等から、木材利用が可能と判断される場合に木材を利用する

・安定計算等の結果、構造上の問題がないと判断される路側構造物（擁壁工、土留工等）、法面保護工等

2 なお、支障木、根株についても有効な利用を図り、仮設工においても積極的に木材を採用すること。

3 木材利用の適否理由等について、工種毎に整理し報告すること。

第3条 本調査にあたって、関係法規がある場合は、これを遵守すること。

第4条 照査技術者を定め、発注者に通知すること。また、本調査の報告書提出までに照査報告書を提出すること。

第5条 林業作業用施設（土場等）の位置、規模、考え方についても記載すること。また工事施工時に、車両、建設機械が待避、転回できる場を兼ねた林業用作業施設について、延長200m程度毎を目安に、現地の状況を踏まえ計画すること。

第6条 現地における直接測量を実施すること。

また、各測点は任意座標により座標値に換算し提出すること。座標値による提出が困難な場合には監督職員と協議すること。

第7条 本調査結果は、報告書として製本したものを2部、電子データとして

電子媒体（CD等）に保存したものを2部の計4部を履行期間内に提出すること。

なお、報告書の1部が2冊以上になる場合は、報告書表紙及び背表紙に調査地区名、受注者及び発注者名をそれぞれ表示すること。

（情報共有システムについて）

第8条 本調査における「情報共有システム」の実施に当たっては次によるものとする。

- 1 情報共有システムの利用を要望する場合には、受注者が発注者に申し出を行うこととする。
- 2 情報共有システムの利用は、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」によるものとする。

※関東森林管理局 HP 参照：

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/attach/pdf/nyuusatu-news-28.pdf>

- 3 受注者は、発注者から運用上の問題の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合は、これに協力しなければならない。
- 4 費用（登録料及び使用料）は、直接経費に含まれる。
- 5 本条の取組みの実施に対し、情報通信技術（ICT）への取組みにより「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」「受発注者の事務負担の軽減」が図られるため、国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領（平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知）に基づく業務成績評定において、プラス評価を行う。

（ウィークリースタンスの推進について）

第9条 ウィークリースタンス等の推進（災害復旧に関するものは除く）

本業務は、受発注者協力のもと、建設業の魅力創出を図ることを目的にウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。

- 1 打ち合わせ時間の配慮  
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
- 2 資料作成依頼の配慮  
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
- 3 ワンデーレスポンスの再徹底  
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。